

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	ふくふく寺前訪問看護ステーション		
所在地	横浜市金沢区寺前2-5-38		
提供可能サービス	訪問看護		
介護保険事業所番号	1460890160		
管理者及び連絡先	管理者	加藤 幸子	
	連絡先	045-787-4652	
サービス提供地域	横浜市金沢区		
併設事業所	複合型サービスふくふく寺前/寺前デイサービスセンター		

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	業務全般の管理を一元的に行う	1名
事務担当職員	業務に関わる事務を行う	名（常勤 名、非常勤 名）
看護師	利用者に対し可能な限り在宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう支援する	名（常勤 名、非常勤 名）
理学療法士	利用者に対し可能な限り在宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるようリハビリ訓練を行う	名（常勤 名、非常勤 名）

3 営業日及び営業時間

サービス日	平日	土・日曜日	休祭日
月曜日から金曜日まで	8:30~17:30	休み	休み

注) 年末年始(12/29~1/3)は「休祭日」の扱いとなります。

4 サービス提供日及びサービス提供時間

サービス日	平日	土・日曜日	休祭日
月曜日から金曜日まで	8:30~17:30	休み	休み

(注) 年末年始(12/29~1/3)は「休祭日」の扱いとなります。

※ 休日や夜間の電話連絡、必要時緊急時訪問は、24時間対応いたします

5 サービス内容

主治医の指示に基づいて

- (1) 病状の観察・管理
- (2) 清拭などの清潔の保持
- (3) 褥瘡の処置やカテーテル・医療機器の管理などの診療の補助
- (4) リハビリテーション
- (5) 家族や介護者への療養上の指導・支援
- (6) 精神面での支援
- (7) ターミナルケア、在宅での看取り支援

6 サービス利用料及び利用者負担

(1) サービス利用料

令和6年6月1日現在

項目	単位数 (単位)	利用者負担額			備考	
		1割(円)	2割(円)	3割(円)		
① 訪問看護費	訪問看護 I 1	314	350	699	1,048	20分未満のサービス1回あたり
	訪問看護 I 2	471	524	1,048	1,572	30分未満のサービス1回あたり
	訪問看護 I 3	823	916	1,831	2,746	30分以上1時間未満のサービス1回あたり
	訪問看護 I 4	1,128	1,255	2,509	3,763	1時間以上1時間30分未満のサービス1回あたり
② 加算	緊急時訪問看護加算 II 1	574	639	1,277	1,915	訪問看護ステーションが利用者の同意を得て緊急時訪問を必要に応じて行う場合の加算(月1回)
	特別管理加算(I)※	500	556	1,112	1,668	特別な管理が必要な利用者が 計画的な管理を受けた場合の加算(月1回)
	特別管理加算(II)※	250	278	556	834	
	初回加算(I)	350	390	779	1,168	新規利用者の退院日に初回訪問看護を行った場合に加算
	初回加算(II)	300	334	668	1,001	新規利用者の初回訪問看護を行った場合に加算
	退院時共同指導加算	600	668	1,335	2,002	退院・退所の利用者に対して主治医と連携して在宅生活における指導を行い、その内容を文書により提供した場合の加算(退院・退所後の初回訪問時に算定)
	夜間早朝加算	訪問看護費に25%増			早朝(6時~8時) 夜間(18時~22時) 深夜(22時~6時)にサービスを提供する場合1月に2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の加算を算定する。	
	深夜加算	訪問看護費に50%増				
	ターミナルケア加算	2,500	2,780	5,560	8,340	ターミナルケアを行った場合の加算
	長時間訪問看護加算	300	334	668	1,001	訪問看護に際し特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間30分を超えた場合の加算
	複数名訪問加算 I	254	283	565	848	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 30分未満(1回につき)
		402	447	894	1,341	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 30分以上(1回につき)
	複数名訪問加算 II	201	224	447	671	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 30分未満(1回につき)
317		353	705	1,058	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 30分以上(1回につき)	

* 准看護師によるサービス提供の場合、所定単位数×90%になります。

* 理学療法士によるサービス提供の場合(20分)、1日2回を超えて実施する場合は、所定単位数×90%になります。

利用者負担算出方法： 地域単価(11.12)×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

負担割合は1割負担の場合0.9 2割負担の場合0.8 3割負担の場合0.7

※特別管理加算(I)・・・留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態

特別管理加算(II)・・・在宅酸素療法、真皮を越える褥瘡の状態、人工肛門を設置している、週3日以上点滴が必要な状態等

(2) 利用者の負担

- ・サービス利用料の1割・2割・3割です
- ・この金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です

(3) 実施地域以外の交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり100円。

(4) 死後の処置

利用者家族より要望があった場合実施する死後の処置料は、20,000円（自費）とする。

(5) 支払い方法

ご指定の金融機関から銀行口座引落としにてお支払いいただきます。

7 サービスの中止

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：045-787-4652

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名： 連絡先：
緊急連絡先	氏名： 連絡先：

9 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、年金の管理・金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復の為に療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんので、ご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

10 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号 045-787-4652 fax番号 045-787-4126 相談員（管理者）加藤 幸子 対応時間 8:30～17:30
-----------	---

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市金沢区 高齢・障害支援課	所在地 横浜市金沢区泥亀2-9-1 電話番号 045-788-7868 fax番号 045-784-4600 対応時間 8:45～17:15
横浜市健康福祉局 介護保険事業指導課	所在地 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎16階 電話番号 045-671-2356 fax番号 045-681-7789 対応時間 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連） 介護保険部 介護苦情相談課	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 利用時間 8:30～17:15

11 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

12 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

担当者 加藤 幸子

13 研修

看護師として必要な知識・技能を有し、適切なサービスを提供できる事を目的に、研修を実施します。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年6回

14 衛生管理

- (1) 事業者は、職員の健康保持の目的で、年1回以上の健康診断を受けるよう図ります。
- (2) 職員が感染症に罹患した場合は、その職員の休職・復職については医師の指示に従います。

15 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業所は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

16 事故の発生時の対応

- (1) 利用者に対する、指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 利用者に対する、指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責任を問われる事由でない場合は、この限りではない。

17 当法人の概要

法人の名称	有限会社 在宅ナースの会
代表者名	代表取締役 小菅 勉
所在地（法人）	横浜市金沢区柳町15-6
所在地・電話 （事業所）	横浜市金沢区寺前2-5-38 045-787-4652
業務の概要	訪問看護ステーション(2カ所) 看護小規模多機能型居宅介護(2カ所) 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護(2カ所)
事業所数	7ヶ所

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け、同意の上交付を受けました。

利用者 氏名 _____

利用者の家族等 _____

続柄() 氏名 _____

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明いたしました。

事業者 所在地 横浜市金沢区寺前2-5-38 _____

名 称 ぶくぶく寺前訪問看護ステーション _____

説明者 _____